

債務免除（債権放棄）と課税

— 民法学理論に整合する税法解釈とは何か —

鳥飼貴司

I はじめに

本稿の目的は、民法学理論に整合する税法解釈とは何かを考察することである。ただし、時間と紙幅の都合から、債務免除（債権放棄¹）に限定して考察する。

民法519条は「債権者が債務者に対して債務を免除する意思表示したときは、その債権は、消滅する。」と規定する。すなわち債権者の一方的な意思表示によって債務を消滅させることができるわけである。代表的な民法概説書には、「（債務免除は）自由にてできそうだが、税法上は、無価値ではない債権を放棄すると一種の贈与になるから、法人税法上、損金扱いできない。²」という記述がある（下線部は、筆者による）。そして、放棄した債権が無価値か否かをめぐって争われたのが、最判平成16年12月24日³いわゆる興銀事件である。このような民法概説書の記述は、一見法的には自由に債権放棄ができそうなことでも、税法上の知見がなければ経済的に不利益が生じる可能性のあることを指摘していると思われる⁴。

そもそも民法は私人間の法律関係を規律する私法の一般法であり、税法は国

¹ 本稿では、債務免除と債権放棄の言葉が散乱していることを予めご寛容願う。言うまでもないことだが、債務免除と債権放棄は法的に同じことであり、債権者からみれば「債権放棄」で、債務者からみれば「債務免除」であるに過ぎない。

² 内田貴『民法Ⅲ〔第3版〕債権総論・担保物権』（東京大学出版会・2005年）108頁。

³ 最高裁判所民事判例集58巻9号2637頁、判例時報1883号31頁。

⁴ つまり、経済的コストを加味すると法的自由の行使が制限される可能性があるということである。ここに法律学への経済学的アプローチである「法と経済学」という学問領域が展開される余地がある。「法と経済学」に関する文献は、数多く出版されているが、差し当たり岸田雅雄『法と経済学 新法学ライブラリー—33』（新生社・1996年）、林田清明『法と経済学 第2版』（信山社出版・2002年）、同『《法と経済学》の法理論』（北海道大学出版会・1996年）、宍戸善一＝常木淳『法と経済学企業関連法のミクロ経済学的考察』（有斐閣・2004年）、常木淳『法理学と経済学規範的「法と経済学」の再定位』（勁草書房・2008年）、同『「法と経済学」による公共政策分析』（岩波書店・2012年）参照。

家と私人の租税法律関係を規律する公法である。このように私法である民法と公法である税法は、別個の法領域である。しかし、従来から民法と税法の整合性について多くの研究成果が公表されている。そのような背景としては、第1に税金の問題を抜いては民事紛争を真の意味で解決したことにはならないとする民事紛争への税法・税務からのアプローチ、第2に課税の前提となる財産権の帰属や移転を定めている民法に立ち戻って考えなければならぬとする税法・税務への民法からのアプローチがあると指摘されている⁵。第1のアプローチは、法務の現場が税務を意識しなければいけない局面、第2のアプローチは、税務の現場が法務を意識しなければならぬ局面であるといえよう⁶。

⁵ 松尾弘＝益子良一編著『新訂 民法と税法の接点基本法から見直す租税実務』（ぎょうせい・2007年）3頁。なお、同書は、第2の税法・税務への民法からのアプローチに主眼を置くとしている。これに対して、第1の民事紛争への税法・税務からのアプローチに主眼を置くものと考えられるのは、東京弁護士会編著『法律家のための税法（新訂第6版）[民法編]』（第一法規・2010年）及び同編著『法律家のための税法（新訂第6版）[会社法編]』（第一法規・2011年）であろう。

⁶ 中里実「税務と法務の関係」租税研究657号（2004年）50頁は、「税務は会計的な方々で、ある取引が行われたときにこのように仕訳して、このように申告書を作成するというをやっているのに対し、法務はそれについて、国税と納税者の間で見解の相違があったときにどう解決するかということをしています。税務は日常的なことをやり、法務は非日常的なことをやっています……税務と法務の差異ですが、個別の税務処理の方法を調べてそのとおり税務処理を行うのが税務の世界でしょう。ただ、どうしてそうなのかとか、新しい問題が出てきたときにどうするのかということに関しては、例外はあるでしょうが、基本的には税務の領域ではないような気がします。法務はむしろそういう問題が出てきたときにどう処理したらいいかという話で、よるべき基準がないときに基本原理などを持ち出して一定の処理をする」と“税務と法務の違い”を述べている。

前掲『民法と税法の接点』の初版はしがきには、「膨大かつ複雑な租税関連法令を、ある特定の具体的事実当てはめようとする、複数の可能性が存在する場合や、該当法令が見出されない場合、関連法令の間に齟齬や矛盾があるように解される場合など、曖昧な部分も少なくない。そのような場合に、我々が、まず拠って立つべき立脚点、あるいは立ち返るべき原点は、基本法である民法であろう。なぜなら、民法には、課税の対象となる権利の主体・客体・帰属・変動・内容に関する基本規定や、納税・徴税をめぐる納税者や税務署の行為に適用可能な法律行為の基本規定、専門家責任の根拠となる代理・契約・不法行為に関する基本規定などが含まれているからである」と、税務の世界で、どうしてそうなのか、新しい問題が出てきたときには、特に基本である民法に立ち返って検討することを説いている。また、同書4頁は、民法に立ち返って検討する際には、第1段階として、民法と税法の接点にある問題を発掘し（個々の「接点」をできるだけ網羅的に取り出して列挙し、実務上の取扱いを整理する）、第2段階として、検討を加え（列挙し整理した「接点」を民法理論の観点から体系的に整理し、理論的な問題点を明らかにし、関連する裁決例・裁判例も分析し、実務上の問題処理方法の妥当性を理論的に検討する）、第3段階として、解決の糸口を探る（理論的

金子宏教授は、税法が私法（私的取引法）と相互密接な関係をもっている理由として、第1に、租税は各種私的経済上の行為や事実を課税対象にしているが、これらの行為や事実は私法によって規律されているので、税法は私法に依存する関係にあること、第2に、アメリカでは、税法が私的取引法の一環として観念することも可能であること、を挙げられる⁷。

民法における債務免除の税法上の効果である債務免除益に対する課税問題は、所得概念に関する個別問題として、本格的な理論的研究を要するものの1つとして指摘されている⁸。また、アプローチ方法としても、比較法の観点や、租税政策の観点など、いろいろな角度から光を当てることが可能な、相当に豊穡な対象であると指摘されている⁹。しかし、本稿では、当初そこまでの考えに基づいて執筆したものではなく、単に民法と税法の接点に関する議論の整理と若干の私見を披露するために展開されているに過ぎないことをお断りしておく。

本稿の構成は以下のとおりである。

Ⅱで、税法上の債務免除益について取り上げるための前提として、債務免除に関する民法上の論点に触れておく。本稿が民法と税法の接点を取扱うことか

検討に基づき、租税実務や租税法令の問題点と解決方法を将来の制度改革の指針として提示する）という段階的かつ漸進的なアプローチが有効であるとする。

⁷ 金子宏「租税法と私法」同『租税法理論の形成と解明（上）』（有斐閣・2010年）385—386頁（初出、租税法研究6号、1978年）参照。また、同論文は「租税法は、私法の影響を受けると同時に、私法に重要な影響を与える。その意味で、租税法と私法の相互関係について理論的・実証的な検討を加えることは、きわめて興味ぶかい課題である」（386頁）とされて、借用概念と租税回避に関する分析をされている。なお、税務訴訟で著名な某弁護士が、「税法は私法の「後始末の法」である。民法や商法（会社法）など実体法による私法的取引の結果に対して担税力があれば税法で課税する」と筆者にご教示された。ここに特筆しておく。

⁸ 金子宏『所得概念の研究—所得課税の基礎理論（上）』（有斐閣・1995年〔初出、法学協会雑誌92巻9号（1975年）〕）116頁は、「今後の課題」として、次のように述べていた。「所得概念をめぐる個別の問題についても、わが国ではまだ殆ど理論的な研究がなされていないが、経済的利益、債務免除益、必要経費等、本格的な研究を要する問題が少なくない。その中でも、キャピタル・ゲイン課税の問題は特に重要である。」この指摘以降、碓井光明教授による必要経費の問題に関する論稿、金子教授ご自身によるキャピタル・ゲインに関する論稿などが次々と公表されている。

⁹ 増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題（上）〈租税法研究会130〉」ジュリスト1315号（2006年）192頁。

ら、民法の理解を確認するためである。加えて、若干、会社法の論点にも言及している。

Ⅲで、債務免除益をめぐる税法上の解釈問題を概観する。具体的には、債務免除を免除する側と免除される側に区別して概観する。

Ⅳで、本稿で扱った論点に対する若干の私見を述べて、結びにかえたい。

Ⅱ 債務免除に関する民法上の論点

1 債務免除の債権法における位置付け

債権とは、一般的にある者が特定の者に対して一定の行為を要求することを内容とする権利である¹⁰。債権は、売買（民法555条）や賃貸借（民法601条）などの契約（民法521条以下）、不法行為（民法709条）など様々な原因によって発生する。契約や不法行為など様々な原因で発生した債権は、一般的には弁済（民法474条以下）によって消滅するが、弁済の他にも民法は、代物弁済（民法482条）、供託（民法494条）、相殺（民法505条）、更改（民法513条）、免除（民法519条）、混同（民法520条）という債権の消滅事由を規定する。さらに、民法は、債権と物権に共通する権利の消滅事由として、時効（民法144条）、取消（民法120条以下）などを規定する。

債権の消滅事由としての債務免除とは、「債権を無償で消滅させる債権者の行為である」¹¹と定義される。債務免除を権利者側から言えば債権放棄となる¹²。典型例としては、AがBに300万円の貸金債権を有している場合に、AがBに300万円の債務は払わなくともよいということ、300万円のBの債務は消滅する¹³という事例が想定される。現行の民法典は、債務者の同意（意思

¹⁰ 内田・前掲注2）4頁

¹¹ 我妻榮『新訂 債権総論（民法講義Ⅳ）』（岩波書店・1964年）366頁。

¹² 遠藤浩他編『民法（4）債権総論〔第4版増補補訂版〕（有斐閣双書）』（有斐閣・2002年）329頁（中川高男・執筆）は、「免除は要するに債権の放棄であり、権利放棄の場合に属する。債権の放棄であるから、債権者の単独行為であり、債務者の承諾を必要としない。しかし、免除を単独行為とすることは、恩恵もまた強要されるべきではなく、また物権と異なり債権は当事者間に緊密な関係を生ずるから、立法論としては問題である」とする。

¹³ 遠藤浩編『債権総論—平成16年民法現代語化（別冊法学セミナー—基本法コメント）』（日本評論社・2005年）237頁（遠藤浩・執筆）。

表示)に関係がなく、債権者の意思表示だけ（単独行為）で債権を放棄することができると規定している。ここに民法学的論点としては、債権の放棄は、権利者の意思だけでなしうるものではなく、義務者の意思に反してはなしえないとするか否かがある。

2 債権免除の現行法における立法論と将来的課題

民法起草者の一人である梅謙次郎は、免除を債権者の単独行為でなしうるとした¹⁴。債権の放棄あるいは債務の免除を、債権者の意思による単独行為をもって是とする見解が、第2次世界大戦以前の民法学説においては有力であったと言えるだろう¹⁵。戦後は代表的な民法学者が「義務者の意思に反して放棄しえないとするのが至当だと思う」¹⁶としている。立法論ではなく解釈論としても、債務者の意思に反して免除できないという主張もある¹⁷。これらの見解に対して、「わたくしは、単独行為説でどのような実際上の不都合が生じるのか、理解し難い」¹⁸と断じる立場もある。裁判例には、民法519条は任意規定であるか

¹⁴ 梅謙次郎『民法要義 卷之三 債権編（復刻版）』（有斐閣・1984年）368—369頁は、「免除ハ旧法典其他外国ノ法律ニ於テハ皆債務者ノ承諾ヲ要スルモノトシ之ヲ以テ常ニ一ノ契約タルヘキモノトセリ故ニ旧民法ノ如キハ特ニ之ヲ合意上ノ免除ト云ヘリ是レ蓋シ債務ノ免除ハ直接ニ債務者ニ利益ヲ与フルモノナルカ故ニ其ノ承諾ナクシテ之ヲ強フルハ穩当ナラストセルカ故ナリ」として、債務者に直接利益を与えるものであるから、債務免除の要件として債務者の承諾を必要とすることも理由があるとしている。しかし、続く文章に「然リト雖モ利益ハ何人ト雖モ之ヲ放棄スルコトヲ得ヘキハ法家ノ格言ニシテ特ニ言ウコトヲ羨タサルモノトシテ新民法ニハ之ヲ掲ケサリシナリ」として、免除を単独行為として構成した旨を書き遺している。その文章の後、磯村哲編『注釈民法（12）』（有斐閣・1970年）499頁（石田喜久夫・執筆）にも引用されているように、「債権モ亦一ノ権利ナルニ物権ハ之ヲ放棄スルコトヲ得ルモ債権ハ之ヲ放棄スルコトヲ得スト云フハ頗ル不權衡タルヲ免レス」という理由を付けている。

¹⁵ 石坂音四郎「免除論」『民法研究 改纂』（有斐閣・1920年）567頁以下は、その代表的見解であると思われる。「免除論」という論稿は、ローマ法における免除にまで遡り、「以上論スルカ如ク羅馬法ニ於テハ免除ノ觀念ナキカ故ニ今日各国ノ立法ニ於テ免除ヲ以テ契約トナスハ羅馬法ニ基クモノトナスヲ得ス近世各国立法ニ於テ始メテ契約タル性質ヲ有セシムルニ至リタルモノト云ハサルヘカラス從テ免除ヲ以テ契約トナスヘキ沿革上ノ理由ナシ」（572頁）とする。ただし、「免除ハ債権者ノ単独行為ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得ト雖モ尚債権者債務者ノ契約ニ依リテ免除ヲ為スコトヲ妨ケス」（590頁）とする。

¹⁶ 我妻・前掲注11）367頁。

¹⁷ 高梨公之『債権法総論【全訂版】』（日本大学出版局・1968年）318頁は、「解釈論としては、放棄濫用禁止だけに依存することなく、むしろ514条等の規定を類推して債務者の意思に反して免除できないと解したい」とする。

¹⁸ 磯村編（石田・執筆）・前掲注14）500頁。

ら、債権者と債務者の合意による免除契約も有効であるとしている¹⁹ ので、確かに実際上の不都合はないのかもしれない。

現在、法務省法制審議会民法（債権関係）部会で、免除の契約化について議論がなされている²⁰。この免除の契約化は「民法が前提としている基本的な概念や制度を見直すことにもつながる」²¹ とする評価がある。

3 免除の効果と最近の裁判例

債権放棄は、現行法上は債務者に対する単独行為によってなされるので、第三者に意思表示しても債務者の債務は消滅しない²²。この意思表示は、何らかの方式を必要とせず、借用証書の返還のような黙示の意思表示でも構わない²³。また、債務者に特に不利益にならない限り条件を付けてもよいし、一部の免除も有効であると解されている²⁴。

免除の意思表示をすると、債権・債務は消滅する（民法519条）。一部を免除した場合には、その範囲において債権・債務は消滅し、債権・債務が全部消滅する場合には、これに伴う担保物権や保証債務なども消滅する²⁵。

債務免除における最近（平成年間）の裁判例としては、大阪地判平成5年5月26日²⁶ いわゆる国土リアル・エステート事件、東京地判平成8年7月29日²⁷、東京地判平成11年9月29日²⁸、東京地判平成12年12月18日²⁹、

¹⁹ 大判昭和4年3月26日法律学説判例評論全集18巻民法582頁、法律新聞2976号11頁。判示内容は、契約により放棄された債権は契約解除により原状に回復されるというものである。

²⁰ http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_saiken.html
法制審議会民法（債権関係）部会第8回会議（平成22年4月27日開催）部会資料10-2（PDF）69頁以下。

²¹ 幡野弘樹「免除の契約化——類似の制度との比較から考える（民法（債権法）改正議論から民法を理解する8）」法学セミナー57巻4号（2012年）50頁。

²² 大審院民事判決録19輯654頁の判示内容は、「債権の放棄は債務者に対してその意思を表示しなければ効力を生じない」である。

²³ 大審院民事判決録12輯213頁、大審院民事判決抄録28巻5843頁の判示内容は、「債務の免除は、黙示の意思表示でもすることができる」である。

²⁴ 磯村編（石田・執筆）・前掲注14）502頁。

²⁵ 磯村編（石田・執筆）・前掲注14）503-504頁。

²⁶ 労働関係民事裁判例集44巻3号506頁、労働判例631号13頁。

²⁷ 交通事故民事裁判例集29巻4号1089頁。

²⁸ 交通事故民事裁判例集32巻5号1491頁。

²⁹ 金融法務事情1611号95頁。

東京地裁平成14年10月30日³⁰がある。

これらの裁判例を分析すると、次のようになる。

① 免除・権利放棄の認定が認められた事案

東京地判平成14年10月30日が該当する。事案の概要は次のとおりである。

Xが、解雇した元アルバイト従業員のYに対し、Yが、Xに勤務していた当時、配送業務等に従事中、X所有の2台の車両を損傷し、内1台の車両を運転中に第三者の車両との接触事故を起こして同車両を損傷させ、Xに同車両の修理費用等の負担を余儀なくさせたとして、不法行為による損害賠償請求権に基づき、本件各車両の修理費用等108万7012円及び第三者車両の修理費用等15万円の合計123万7012円の内90万円並びにこれに対する遅延損害金を請求した事案である。

判決の要旨は、次のようである。すなわち、アルバイト従業員Yが第三者に与えた車両損害につき、使用者Xの「今回はいいから」あるいは「修理費用の請求はしない」との発言によって、従業員の負担すべき求償債務を免除したものと認められた事案であった。

② 免除・権利放棄の認定が認められなかった事案

東京地判平成8年7月29日が該当する。事案の概要は次のとおりである。

Xは、東京都文京区の歩道を歩行中、その歩道を反対方面から走行して来たY1運転の自転車と擦れ違う際、自転車のハンドルがXのショルダーバッグ肩ひもに引っ掛かりXが転倒したためY1に対して損害賠償請求した。なお、事故当時Y1は、未成年者であったため親権者であるY2とY3も被告となった。その際、債務免除が争点の一つとなった。というのは、Y1が入院中のXを見舞った際、東京労働基準局庶務課労働事務官Aが、Y1に対し、労災が下りやすくなるので逃げたことにしてくれと言って名刺を渡し、Xもそのことを是認した。このことが、XがY1に対し、本件事故の損害賠償債務を免除する意思表示をしたものであるか否かが争われたのである。

判決の要旨は、次のようである。すなわち、事故の被害者が入院中に加害者がこれを見舞った際、同席した労働基準局の職員Aが、加害者Y1に対し、労

³⁰ 交通事故民事裁判例集35巻5号1475頁。

災が下りやすくなるので逃げたことにしてくれ、といって名刺を渡したことをもってしても、被害者 X が加害者 Y 1 に対し、事故に係る損害賠償債務を免除する意思表示をしたとまではいえないとして債務免除を否定した事案であった。

③ 契約による免除

いわゆる国土リアル・エステート事件と呼ばれる大阪地判平成 5 年 5 月 26 日における事案の概要は、次のとおりである。

Y は、A の経営する M 住研に雇われていた。M 住研が国土リアル・エステート（以下、B とする）に法人化された後は、B に雇われていた。A は B の代表取締役である。Y は、Y が B の従業員として不動産売買を成立させた歩合給として報酬支払を請求したところ、A と B は、仮に報酬支払債権が発生したとしても、Y が、A と B の代理人 C との間で、和解金の支払を受けることを条件に、報酬支払債権を含む A と B に対する全ての債権を放棄する旨を約定し、和解金の支払を受けたので、報酬支払債権は消滅した旨抗弁したという事案である。

判決の要旨は、次のようである。すなわち、元従業員の使用者に対する雇用契約に基づく報酬支払請求につき、元従業員は、雇用関係終了の約 7 か月後に締結された和解契約において、和解金の支払を条件として当該債権を取得していたとすればそれを放棄する旨の意思表示をしたものというべきであり、当該意思表示が、その自由な意思に基づいてされたと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在する限り有効であると判断して、Y が敗訴した事案であった。

東京地判平成 11 年 9 月 29 日における事案の概要は、次のとおりである。

走行してきた自動車が、停止していた自動車に追突した交通事故について、追突された自動車の運転者が、追突した自動車の運転者と示談契約を締結したものの、その後、症状が悪化したとして、その運転者と追突車両の所有者に対し、示談契約締結時以降の損害賠償を求めた事案である。

判決の要旨は、次のようである。すなわち、「原告に、本件示談に包含されない重大な後遺障害が生じた場合には、原告は被告の自賠責保険に請求し、その受領額を限度として賠償する」との条項を含む示談契約の締結後に、原告の症状が悪化し手術を受けたため、自賠責保険での異議申立てをしたものの後遺

障害等級に変更がなかった場合に、原告の損害賠償請求権は示談契約の成立及び履行によって既に放棄されているとして、原告の示談契約締結時以降の損害賠償請求が棄却された事例であった。

東京地判平成12年12月18日における事案の概要は、次のとおりである。

破綻金融機関から債権譲渡を受けた X が、信用保証機関である Y に対し、保証債務の履行請求金及び商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金の支払を求めている事案である。

そもそも、Y は、金融機関から貸付、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証をすることを主たる業務としていた。北海道拓殖銀行（拓銀）は、有限会社 O 工務店との間で、当座貸越契約を締結し、以後、貸付を実行してきた。Y は、拓銀との間で、O 工務店の債務につき、貸越極度額を保証極度額、契約期限を保証期限等として根保証契約を締結した。Y は、拓銀に対し、根保証契約の更新はせず、O 工務店に対する貸付を当座貸越から貸付額を確定した分割弁済契約に改めれば保証する旨指示した。

その際、特約として「支払の停止をしたとき等は、期限の利益を当然に喪失する」という条項があった。拓銀は、分割弁済契約の内容を Y に提示して保証を申し入れ、Y は、これに応じて分割弁済契約について保証した。拓銀は、O 工務店との間で、分割弁済契約の契約書を作成し、その実行報告書を被告に提出した。O 工務店は、東京手形交換所において不渡処分を受け、分割弁済契約につき、期限の利益を喪失した。拓銀は、期限の利益の喪失後 90 日を経過しても O 工務店から支払がないので、Y に対し、保証債務履行請求をした。Y は、拓銀に対し、保証債務免責通知により、保証債務残高全額を免責することを通知した。

その結果、Y と拓銀との間で免責につき合意が成立したか否かが争点となった。

判決の要旨は、次のようである。すなわち、銀行の貸付債権について保証した信用保証協会が、主債務者の倒産後、銀行に対し保証債務免責通知により保証債務残高全額を免責することを通知したのに対し、銀行が何らの異議を述べなかったとしても、銀行と信用保証協会との間において、保証債務の免責の合

意が成立したとは認められないとされた事例であった。

以上のことから、民法519条における最近の裁判の争点は、契約による免除の有効性となっている。その点からも、前述のように免除の契約化について議論が活発となっているのであろう。

4 会社法における債権放棄とデット・エクイティ・スワップ

商法学（会社法学）的には、債務免除は広い意味の寄付と考えられ、債権を放棄することが取締役・取締役会・代表取締役（執行役）の善管注意義務（会社法330条による民法644条準用）違反の問題と解されている³¹。ただし、裁判例的には、会社法355条の忠実義務違反の問題となる事案も多いようである³²。

特に債権放棄をめぐる会社法と税法の接点としては、デット・エクイティ・スワップ（Debt Equity Swap以下「DES」という）が注目される。

DESとは、「業績が悪化した会社の再建等のため、債権者がその債権を債務会社の株式に振り替える手法」³³である。具体的には、債権者がある会社に対して金銭を貸し付けていたのを、その会社が名目的に債権者へ借入金を返したことにし、債権者に返したことになっている金銭でその会社に増資したことにする手法である。会社法207条は「金銭以外の財産の出資」という見出しで、次のように規定している。

「前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。

……

³¹ 弥永真生『リーガルマインド会社法〔第13版〕』（有斐閣・2012年）11頁。“寄付と善管注意義務”及び債権放棄による“子会社の救済と取締役の善管注意義務”については、弥永真生『演習会社法〔第2版〕』（有斐閣・2010年）6頁以下。より詳しい検討として、弥永真生「債権放棄（クロスワード会社法17）」法学セミナー53巻2号（2008年）112頁以下。

³² 例えば、福岡高判平成24年4月13日金融・商事判例1399号24頁（いわゆる福岡魚市場株主代表訴訟事件）の第1審である福岡地判平成23年1月26日金融・商事判例1367号41頁は、子会社に対する債権放棄について、子会社を倒産させるよりも再建を図る方が親会社としての信用の維持につながり税務上のメリットもある（下線部分は、筆者による）という判断で行われ、企業経営者として特に不合理、不適切とはいえないと、これをもって取締役としての裁量の範囲を逸脱するものとはいえないとして、この点に関する取締役の忠実義務あるいは善管注意義務違反が認められなかった事案であった（下線部分は、筆者による）。

³³ 神田秀樹『会社法〔第14版〕』（弘文堂・2012年）142頁。

五 現物出資財産が株式会社に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であって、当該金銭債権について定められた第199条第1項第三号の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合 当該金銭債権についての現物出資財産の価額」（会社法207条9項5号）

すなわち、「金銭債権について募集事項で定めた価額が当該金銭債権の負債の帳簿価額を超えない場合には、検査役の調査は不要である」³⁴ という仕組みを利用して行われるのがDESである。DESは、銀行などの債権者が債権放棄に代えて近年良く用いる手法のようである。DESを用いることで債権者側は、貸した金銭の代わりに債務者の株式が手に入るため資産自体を減らすことがないというメリットがあり、債務者側は債務免除と同様の効果を得られるメリットがある。しかし、後述のごとく債務者側に「債務消滅益」が発生し、課税対象になることもある。

Ⅲ 債務免除に関する税法解釈

税法学的には、債務免除は、免除する側と、免除される側に区別して検討する必要があると指摘されている³⁵。

1 免除される側の問題

（1）免除される側が個人の場合

個人債権者が個人債務者に、債権放棄（債務免除）をした場合、債務免除を受けた債務者は、相続税法8条によって贈与とみなされる。この場合、贈与になるので贈与者（債権者）ではなく受贈者（債務者）に贈与税が課税される³⁶。

³⁴ 神田・前掲注33) 141頁。

³⁵ 遠藤みち＝櫻井由章「Case7 法人税における債務免除」日本税務研究センター編『税理士のための法律学講座』（大蔵財務協会・2008年）48頁、三木義一他編『実務家のための税務相談 民法編〔第2版〕』（有斐閣・2006年）115頁（関根稔・執筆）。

³⁶ 売買の場合は、譲渡者に所得税が課税される。所得税法33条1項「譲渡所得とは、資産の譲渡（…）による所得をいう。」

なお、複雑な贈与の税法上における相互関係を上手く整理したものとして、三木義一編著『よくわかる税法入門 税理士・春香のゼミナール〔第6版〕』（有斐閣・2012年）35頁以下がある。

同書37頁によれば、贈与の課税関係は次のようになる。

① 個人から個人への贈与 贈与者 課税なし

この点に関して、相続税法 8 条は次のように規定する。「対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で債務の免除、引受け又は第三者のためにする債務の弁済による利益を受けた場合においては、当該債務の免除、引受け又は弁済があつた時において、当該債務の免除、引受け又は弁済による利益を受けた者が、当該債務の免除、引受け又は弁済に係る債務の金額に相当する金額（…）を当該債務の免除、引受け又は弁済をした者から贈与（…）により取得したものとみなす。」

ただし、同条但書は「当該債務の免除、引受け又は弁済が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。」として、贈与税が課されないことにしている。

相続税法 8 条但書の「債務を弁済することが困難である」場合は、どのような場合かについての解釈は、相続税法基本通達 7-4 が（「資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合」の意義）という見出しで、次のように書いている。「法第 7 条に規定する「資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合」とは、その者の債務の金額が積極財産の価額を超えるときのように社会通念上債務の支払が不能（破産手続開始の原因となる程度に至らないものを含む。）と認められる場合をいうものとする。」

また、弁済することが困難である部分の金額の取扱いは、相続税法基本通達 7-5 が（弁済することが困難である部分の金額の取扱い）という見出しで、次のように書いている。「法第 7 条に規定する『債務を弁済することが困難である部分の金額』は、債務超過の部分の金額から、債務者の信用による債務の借換え、労務の提供等の手段により近い将来において当該債務の弁済に充てることができる金額を控除した金額をいうものとするのであるが、特に支障がな

	受贈者	贈与税
② 個人から法人への贈与	贈与者	みなし譲渡課税
	受贈者	法人税
③ 法人から個人への贈与	贈与者	法人税
	受贈者	所得税
④ 法人から法人への贈与	贈与者	法人税
	受贈者	法人税

いと認められる場合においては、債務超過の部分の金額を『債務を弁済することが困難である部分の金額』として取り扱つても妨げないものとする。」

以上のように、債務超過による債務免除の場合には、贈与税による課税は行われないことになる。つまり、通常一般人が想定するような資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合の民法519条による債権の放棄に対しては、課税が行われないということになる。

税法上の問題は、支払い能力を有する債務者が債務免除を受けた場合、その免除を受けた金額が「債務免除益」という利益になるということである。すなわち、所得税による課税において「現金の形をとった利得のみではなく、現物給付・債務免除益等の経済的利益も課税の対象となると解すべき」³⁷ という所得概念の構成論から、所得税法36条1項の「収入すべき金額」に該当することになる。

所得税法36条1項は、次のように規定する。「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。」（下線部分は、筆者による。）

先ほど、債務超過による債務免除の場合には、債務者に贈与税による課税は行われないと述べたが、所得税による課税がありえる。そのような事案が仙台地判平成17年2月28日³⁸である。

仙台地判平成17年2月28日における事案の概要は、次のとおりである。

Xは、債権者から受けた金銭債務の一部免除について、国税庁長官通達である所得税基本通達36-17が定める債務免除益の特例の適用があるにもかかわらず、これを看過して平成12年分所得税を申告した。後に、看過したことに気が付いて、Yに対し減額更正の請求をした。しかし、Yから更正の請求につき

³⁷ 金子宏『租税法〔第17版〕』（弘文堂・2012年）177頁。

³⁸ 税務訴訟資料255号順号9945。控訴審は、仙台高判平成17年10月26日税務訴訟資料255号順号10174、上告審は、最決平成19年10月2日税務訴訟資料257号順号10795である。なお、当該裁判の問題点については、小湊高德「債務免除益に対する所得課税の検討」立命館法政論集8号（2010年）1頁以下。同論稿20頁以下において、「債務免除益はいかなる場合にも所得を構成するのか」と問題提起する。

更正の理由がない旨の通知処分を受け、さらに免除に係る金額を不動産所得の総収入金額に算入されて更正等処分を受けたため、免除に係る金額は所得税法36条1項に規定される所得の金額の計算上これを算入すべきでないにもかかわらず、これを算入してされた上記各処分は違法であるとして、それらの取消しを求めた事案である。

債務免除に至る経過については、次のようである。Xは、株式会社に勤務する会社員であるが、共有状態の土地と建物を所有して、建物の賃貸事業を営んでいた。Xの父は、昭和62年A 抵当証券株式会社から、建物の設備資金として借入金を取得していた。Xは、昭和63年、父から、土地の共有持分及び建物並びにA 抵当証券株式会社に対する借入金債務等を相続した。その後、債務超過の状態に陥り、債務の弁済が困難となったことから、A 抵当証券株式会社から債権譲渡を受けた債権者より債務免除を受けた。

ところで、所得税基本通達36-17は（債務免除益の特例）という見出しで、次のように取り扱っている。「債務免除益のうち、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合に受けたものについては、各種所得の金額の計算上収入金額又は総収入金額に算入しないものとする。」（下線部分は、筆者による。）

この取扱いからは、民法519条によって個人が債務免除を受けた場合、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが「著しく」困難であると「認められる場合」ならば、所得税法36条1項の「収入すべき金額」に算入しないとされている。

判決の要旨は、次のようである。すなわち、納税者は、債務超過の状態にあったものの、多額の可処分所得や資産（家族所有分も含む。）を有し、負債に対する返済能力を失って破綻状態にあったわけではなく、現に銀行からの融資が可能な状態で、その融資金を利用して債務免除を受けることにより、不動産事業の原資となる資産の処分を免れて事業を継続するに至ったことなどから、債務免除を受けた納税者の状況は、所得税基本通達9-12の2³⁹に該当するとは

³⁹ 所得税基本通達9-12の2（「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」である場合の意義）

「法第9条第1項第10号及び令第26条（非課税とされる資力喪失による譲渡所

いえず、納税者が納税能力に欠けているとはいえないから、同基本通達36-17を適用して債務免除額を収入金額に算入しないこととするのは相当ではなく、当該債務免除額を納税者の不動産所得の総収入金額に算入することが相当である。

この判決からは、単なる債務超過であるだけでは、債務免除を受けた債務者に所得税課税を免れることはなく、納税者である債務者の具体的現況を加味して判断することになる。

（２）免除される側が法人の場合

法人税法21条は、「内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。」として、所得税法⁴⁰と同様に所得に対して課税するとしている。続いて、法人税法22条1項は、「内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。」とし、益金から損金を差し引いたものを所得としている。では、何が益金となるかは、法人税法22条2項が規定している⁴¹。

この規定により債務免除を受ける債務者が法人の場合、債務免除によって支払いを免れた経済的利益が債務免除益として、法人税法上、「その他の取引で資本等取引以外のもの」に該当し収益の額となる。

ところで、債権放棄をする法人側が、その免除額を法人税法の損金に算入するための取扱いについては、法人税基本通達9-6-1が（金銭債権の全部又

得）に規定する『資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難』である場合とは、債務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められる場合をいい、これに該当するかどうかは、これらの規定に規定する資産を譲渡した時の現況により判定する。」

⁴⁰ 所得税法7条1項（課税所得の範囲）「所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得について課する。一 非永住者以外の居住者 すべての所得」

⁴¹ 法人税法22条2項「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。」（下線部分は筆者による。）

は一部の切捨てをした場合の貸倒れ) という見出しで、次のように書いている。「(4) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額」は、「その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。」としている。すなわち、債権者側は、①債務者の債務超過が相当期間継続し弁済を受けることができないと認められる場合、②書面で債務免除を通知することにより、その通知金額をその事実の発生した金額をその事業年度の損金の額に算入できる。

では、書面によって債務免除の意思表示がなされない場合はどうなるか。この点が争われたのが、熊本地判平成20年4月25日である⁴²。

熊本地判平成20年4月25日における事案の概要は、次のとおりである。

原処分庁であるK税務署長が、平成14年3月ころ、B株式会社が不動産賃貸業を主たる事業とする青色申告の承認を受けた有限会社Xに対する貸付金9億1,368万2,182円を債権放棄し、これに伴いXに同額の債務免除益が発生したとして、法人税額等の更正決定及び過少申告加算税の賦課決定を行った。それに対し、Xが、債権放棄は行われておらず、仮に債権放棄が行われているとしても無効であり、債務免除益は発生していないとして、各処分の取消を求めた事案である。

何故、Xが処分の取消を求めたのか。その理由として主張されたのが、XはB株式会社から、文書、口頭等のいかなる形においても、債権を放棄するとの意思表示を受けていないとするものであった。ここに書面により債務免除の意思表示がなされない場合でも、債務免除益の計上が必要になるかが争点となった。

判決の要旨は、次のようである。すなわち、B株式会社は2度にわたってXに対して債権放棄の意思表示を行っていることを認定し、さらに、Bが、銀行らに対し、BのXに対する債権のうち、担保評価額プラス3年分の返済相当額についてC銀行が引継ぎ、その余はすべて債権放棄する旨説明して協定

⁴² 税務訴訟資料258号順号10953。控訴審は、福岡高判平成20年11月14日税務訴訟資料258号順号11075である。

案に対する同意を求め、その後、協定案は、債権者集会で可決された上で、裁判所の認可を受けているのであるから、協定案に基づく債権放棄は有効であるとして、Xの請求を棄却した⁴³。

これに対して、債務免除益が所得を構成しない事例として、大阪地判平成24年2月28日⁴⁴がある。

大阪地判平成24年2月28日における事案の概要は、次のとおりである。

病院事業を営むXが、A機構等から受けた総額24億1,033万1,186円の債務免除に係る債務免除益を事業所得の総収入金額に算入せずに平成17年分の所得税の確定申告をした。これに対して処分行政庁からその一部である10億2,116万5,891円を事業所得として総収入金額に加算する内容の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたため、債務免除益には所得税基本通達36-17の適用があるから加算は許されないと主張し、本件更正処分等の取消しを求めた事案である。

判決内容は、以下のようである。

裁判所は、「所得税法は、経済的利益も、それが同法9条所定の非課税所得に当たらない限り、課税対象に含める旨を規定するものの、経済的利益及びその価額の具体的な意味内容については規定を置いていないから、これらについては専ら解釈に委ねているものと考えられる。」とまず述べた。そして、「債務免除は、債権者が債務者に対して有する債権を消滅させる行為であり、その結果、債務者が債権者に対して負担する支払義務が消滅するのであるから、所得税法36条にいう経済的利益に当たるといふべきである」と解している。その上

⁴³ 金井肇「書面により債務免除の意思表示がなされない場合の債務免除益の計上に係る事実認定（平成20. 4. 25熊本地判，平成20. 11. 14福岡高判）（特集 債務免除益を巡る諸問題）」税務事例44-9（2012年）29頁は、裁判所の判断は妥当であるとして、次のように結論付ける。「実務上、債務免除の意思表示は、債権者側の貸倒処理の都合により、書面により行われることが多い。ただし、民法上、債務免除の意思表示は、不要式行為であり、明示・黙示を問わない。したがって、債権者による債務免除の意思表示が、債務者に到達したという事実認定がなされれば、書面によらない場合であっても、その時点で債務免除益の計上が必要である。」

⁴⁴ 訟務月報58巻11号3913頁。当判決については、末崎衛「債務免除益に所得税が課税されない場合の要件とその判定時期」税務QA2012年5月号50頁以下参照。

で、基本通達36-15 (5)⁴⁵ が、免除を受けた金額を経済的な利益の価額とする旨規定するのも、合理的なものといえるとする。

当事者間に争いのある基本通達36-17の適用要件等について、所得税法等の規定や通達等を踏まえて、裁判所は検討している。その結果、「債務免除を行った者が個人であるか法人であるかといった債権者の属性によって、債務免除益に課税するか否かについて差異を設ける合理的な理由があるとは認め難い。そうすると、法人である債権者から債務免除を受けた場合、当該債務免除後においても、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合でなければ、全く基本通達36-17の適用がないとすることは、個人から債務免除を受けた場合と比して均衡を失するものといえる。」と判示した。

判断時期については、「相続税法 8 条ただし書 1 号は、同条本文の例外として定められた規定であるところ、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難であるか否かの判断時期が債務免除の直前であることは、同規定の趣旨からも、またその文言からも明らかである。」とし「所得税法 9 条 1 項 10 号や所得税法施行令 26 条と同様に、債務者が『資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難』である場合という文言を用いる基本通達36-17においても、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であるか否かの判断は、債務免除が行われる直前の財産状況を前提に行うことを予定していると理解するのが自然である。」とした。そして、「基本通達36-17の文言からは、債務免除を受ける直前の状態において、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であることを要件としていると理解するのが自然であることに照らすと、基本通達36-17は、債務免除を受ける直前において、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合には、当該債務免除益を各種所得の金額の計算上収入金額又は総収入金額に算入しない旨の取扱い

⁴⁵ 所得税基本通達36-15（経済的利益）

「法第36条第1項かっこ内に規定する「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」（以下36-50までにおいて「経済的利益」という。）には、次に掲げるような利益が含まれる。

…

(5) 買掛金その他の債務の免除を受けた場合におけるその免除を受けた金額又は自己の債務を他人が負担した場合における当該負担した金額に相当する利益」

をする旨を定めているものと解すべきである。」としている。続けて、「基本通達36-17本文は、当該債務免除の額が債務者にとってその債務を弁済することが著しく困難である部分の金額の範囲にとどまり、債務者が債務免除によって弁済が著しく困難な債務の弁済を免れたにすぎないといえる場合においては、これを収入金額に算入しないことを定めたものと解するのが相当であり、このような解釈は、所得税法36条の趣旨に整合するものというべきである。」とした。

結論として「原告の債務超過の状態が著しく、原告の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと優に認められるものであって、原告は本件債務免除を受ける直前において資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であり、かつ、本件債務免除の額が原告にとってその債務を弁済することが著しく困難である部分の金額の範囲にとどまるものと認められるから、本件債務免除益については基本通達36-17が適用され、各種所得の計算上収入金額又は総収入金額に算入されないものと解するのが相当である。」とし、納税者側が勝訴した。

さらに、前述の会社法におけるDESによる債務消滅益に対する課税がある。債務消滅益とは、負債のうち現物出資にあてられる部分の金額とその時価との差額に相当する金額⁴⁶であると定義される。

このDESによる債務免除益の発生が問題になったのが、東京地判平成21年4月28日である⁴⁷。

東京地判平成21年4月28日における事案の概要は、次のとおりである。

Xが法人税の確定申告した際、関連会社からの債権の現物出資および同社への新株発行による同社に対する債務の株式への転化（DES）について混同による債務消滅益の計上漏れがあるなどとして、各更正処分等を受けたことから、その取消を求めた事案である。

この事件は、日本の会社法上、株式会社の債務を株式に直接転換してDESを直接実現する制度が存在しなかった時代のものであり、現在の先例とは厳密に

⁴⁶ 金子・前掲注37) 358頁。

⁴⁷ 訟務月報56巻6号1848頁。控訴審は、東京高判平成22年9月15日TKC:LEX/DB 25472435。

は言えないものである。判決自体は請求棄却されている（控訴審も棄却）⁴⁸。

2 免除する側の問題

債務免除の当事者、すなわち債権者と債務者が個人である場合、債権放棄する個人債権者には課税の問題は生ぜず（ただし、免除する相手が法人ならばみなし譲渡課税があり得るだろう）、債務免除を受ける個人債務者が場合によっては所得税による課税がなされることもある。ここで取り上げる「免除する側」とは、法人である。法人税法22条3項は、次のように規定している。「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

- 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
- 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの」

この規定を受けて、回収不能の金銭債権の貸倒れの取扱いについて、法人税基本通達9-6-2は、次のように書いてある。「法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる。」

問題は、回収不能になった債権の損金経理するのは、いつの時点で計上すべきか、であり、この点が争われたのが、著名な興銀事件（最判平成16年12月24日）である。

最判平成16年12月24日における事案の概要は、次のとおりである。

A株式会社に対する残高3,760億5,500万円の貸付債権を有していた株式会社B銀行が、平成8年3月29日に債権を放棄し、同7年4月1日から同8年3月31日までの事業年度の法人税について、債権相当額を損金の額に算

⁴⁸ 当判決については、秋山高善「DESによる債務免除益の発生」（特集 債務免除益を巡る諸問題）税務事例44-9（2012年）20頁以下参照。

入して欠損金額を132億7,988万7,629円とする申告をした。それに対してY（被告・控訴人・被上告人）から、債権相当額の損金算入を否認され、同年8月23日に法人税の更正及びこれに係る過少申告加算税の賦課決定を受け、同10年3月31日に所得金額を3,641億8,109万9162円とする法人税の再更正並びにこれに係る過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定を受けた。B銀行の訴訟承継人である上告人が、再更正及び各賦課決定の取消しを求める事案である。

判決内容は、次のようである。

法人の各事業年度の所得の金額の計算において、金銭債権の貸倒損失を法人税法22条3項3号にいう「当該事業年度の損失の額」として当該事業年度の損金の額に算入するためには、当該金銭債権の全額が回収不能であることを要すると解される。そして、その全額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならぬが、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきものである。

最高裁は、B銀が債権額に応じた損失を主張することは、平成8年3月末までの間に社会通念上不可能となっており、当時のA社の資産等の状況からすると、本件債権の全額が回収不能であることは客観的に明らかとなっていたと認定し、債権相当額は事業年度の損失の額として損金の額に算入されるべきと判断した⁴⁹。

IV 結びにかえて

そもそも本稿の目的は、「民法学理論に整合する税法解釈とは何かを考察すること」にあった。その目的のために民法519条を取り上げたにすぎない。ただ、

⁴⁹ 興銀事件に関する評釈は数多いが、差し当たり谷口勢津夫「判例批評」民商法雑誌133巻3号（2005年）120頁以下、佐藤英明「金銭債権の貸倒れを損金に算入するための要件（平成16. 12. 24最高二小判）＜租税判例研究406＞」ジュリスト1310号（2006年）180頁以下、中里実「興銀事件に見る租税法と社会通念（平成16. 12. 24最高二小判）＜税務事例創刊500号記念論文＞」税務事例43-5（2011年）38頁以下参照。

この1か条に対して課税の問題があらゆる方向に広がり、まさに「豊穡な対象」であった。

筆者は、当初民法に対して税法が実質的に影響を与えすぎているのではないかと、との疑いを持って検討を始めてみた。すなわち、民法519条の規定による債権放棄の自由を税法が課税という立場から制限を加えているのではないかと考えたのである。

筆者は、税法学という法律学を総合法学であり、「税法」の学ではなく「税」の「法学」あるいは「税に関する法学」と構想している。この法学には、様々な法領域が含まれている。その意味では、本稿は「税に関する民法学」として構想を始め、その具体的作業で、民法と税法の接点についての研究を試みたのである。

民法の古典的論文を検討してみた結果から、立法当初から債務免除は債務者に直接利益を与えるものであるという記述を発見できた。回収すべき債権を放棄することによって回収しないことは、債務者に対して利益を与えることになる。この利益に担税力を見出して、課税することが税法の法的役割であると思われる。まさに「税法は後始末の法」である。

ただし、債務者が完全に資力を失っている場合には、そもそも課税することは酷であるので、課税を差し控えること自体に異論はないと思われる。各税法も、債務免除を受けた者には、原則課税とするものの、完全に資力を喪失した債務者に対しては課税を差し控えることになっている。つまり、債務免除に関しては、税法が民法における法的自由を侵害している訳ではないのである。「民法学理論に整合する税法解釈とは何か」という問題設定は、民法519条という限られた条文に対して妥当ではなかったと反省している。

課税上の問題は、その立法のあり方であろう。相続税法は本法において規定があるが、所得税法や法人税法は通達に適用要件が書いてある。確かに、これでは課税庁側に都合の良い法解釈・運用を許す危険がある。納税者勝訴の事案である大阪地判平成24年2月28日は、課税庁側が都合の良い法解釈や運用を原因としたものである。そもそも租税法律主義の名のもとに、何をもって法律に規定しなければならない事項であるのか考える必要があるだろう。従来、「租税法律主義から問題だ」とする見解に多く接してきたが、では何を法律事項に

すべきか、についての共通した認識には未だに到達していないように筆者には感じられる。

また、立法内容としては、債務免除を受ける者に果たして担税力があるのか否かをどのように判定するのか、という問題があるように思われる。確かに、債務免除を受ける納税者に対しては、積極的補助や再生支援することが重要である。ただし、完全に資力を喪失していない納税者も存在するであろう。そのような納税者には、どのように担税力に見合った課税を行うのか、という政策的提言が必要であると思われる。

以上、本稿で解明できたのは、民法519条という限定された範囲であるが、民法の規定する法的自由に対して税法が侵害している訳ではないという点までであり、立法のあり方や立法内容については未解明のまま残ってしまった。これらの点については、今後の課題としたい。